

平成25年12月24日

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

## 2. 欠席議員

な し

## 3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
水	道	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信

---

## 平成25年12月24日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第82号 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 閉会中継続審査申出  
（議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定について）
- 日程第4 議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について（委員長報告、  
質疑、討論、採決）
- 日程第5 請願第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書  
提出に関する請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見  
書（案）について（質疑、討論、採決）
- 

### 午前10時 開議

#### ○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

#### ○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がっております。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成25年度10月分の出納検査結果に関する報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

#### ○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。議案第82号の1議案を上程いたします。市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

#### ○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしました議案につきましては、その多くについて御可決いただき、また、残されているものにつきましても、慎重に御審議をいた

だいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第82号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

現委員の植松治彦さんの任期が平成25年12月31日をもって満了するというに伴いまして、引き続き植松治彦さんを選任したいということで、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第82号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第82号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第82号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第82号 鹿島市監査委員の選任については、植松治彦氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第82号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市監査委員の紹介があります。北村副市長、お願いします。

#### ○副市長（北村和博君）

ただいま鹿島市監査委員として議会の同意をいただきました植松治彦氏でございます。

植松治彦氏に一言御挨拶をお願いいたします。

#### ○監査委員（植松治彦君）

引き続きこのお仕事をお引き受けすることになりました。ただ、体力と知力がどこまでもつのかちょっと心配なところがありますけれども、皆様方に御迷惑をかけないように、そこまでは頑張らなければいけないというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。（拍手）

### 日程第3 閉会中継続審査申出

#### ○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．閉会中継続審査申出の審議に入ります。

去る12月9日の本会議において、総務建設環境委員会に付託をされました議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定については、鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、総務建設環境委員長から議長宛てに閉会中の継続審査申出が提出をされております。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

#### ○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

皆さんおはようございます。去る12月9日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定について、審査状況及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第67号 鹿島市名誉市民条例について、執行部より次の報告を受けました。

##### 1. 意義

この条例は、鹿島市民、または本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著で、市民の深い尊敬に値する者に対して、その功績と榮譽をたたえると同時に、名誉市民として顕彰し、鹿島市の誉れとして後世へ語り継いでいくことを目的とするものであり、これにより市民の郷土愛の醸成や意識の向上を促し、ふるさとのまちづくりの担い手育成につながることを期待できる。また、対外的には鹿島市の名声を高める効果もある。

##### 2. 条例の主な内容

鹿島市民、または本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著である者に対して、市長が議会の同意を得て名誉市民として顕彰する。また、名誉

市民に対して名誉市民証書及び名誉市民証を贈る。

施行期日 平成26年1月1日

以上の説明の後、審議を行いました。

委員からの、

質問 意義を考えると歴史的判断しかない。鹿島市には先覚者、偉人がいる。毎年、鹿島市、鹿島市教育委員会表彰があり、今回どこがどう違うのか。

執行部の、

答弁 鹿島市、鹿島市教育委員会特別表彰等があるが、名誉市民は個人の業績が大きいことはもちろん、公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著で、市民の利益につながる等を目的としている。また、鹿島市の名前をほかにに対して売ってもらった、尊敬を集めたなどもある。特別表彰は一過性のもので、過去3人受賞されている。

質問 市政功労者よりランクが上のものをつくりたいのか。

答弁 総合的かつ公益的に見て、個人業績を踏まえた上で、いい影響を与えていただいた人。人格を含めた上で、公共の福祉に貢献した人。レベルは、名誉市民が1番の表彰、顕彰に当たる。

質問 今まで受賞した人になるのではないか。

答弁 段階的に言えば、個人の業績を踏まえ、その後の社会への貢献度を勘案する。

質問 市のPRに使いたいということか。

答弁 目標は市のまちづくりの指針、市民の目標、対外的には鹿島市の名声を高める効果も期待できる等、総合的に考えている。

質問 世界一の鍋島は3年ぐらいではないか。先はわからないのではないか。

答弁 オリンピックで金メダルをとった人、即、名誉市民ではない。それは、特別表彰の範疇である。それを踏まえて、今後の市の発展、貢献を勘案する。

質問 選考は難しい。リストアップ作業はどこがするのか。

答弁 鹿島市表彰は、各種団体が推薦し、所管課となっている。推薦者がいて、担当課を上げ、所管の企画財政課に上げ、選考委員会が調査、審議する。

質問 1年に1回調査されているのか。

答弁 白紙の状態ではなく、市長の諮問を考えている。

質問 鹿島市民、または本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著で、市民の深い尊敬に値するとはどういうものか。

答弁 市外在住の人を含み、公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著な人。

質問 読んで字のごとくの説明だった。市長の頭の中にはあるのではないか。例えば、唐津市の人間国宝12代中里太郎右衛門さんや、武雄市、神崎市、嬉野市の名誉市民選

定のように特別表彰から選ぶように感じるが、中身をもっと説明してほしい。

答弁 他市にも考え方がある。

質問 名誉市民とはどういうことか。

答弁 それぞれの市、町で条例を持っている。市政、まちづくりへの貢献度がある。鹿島市が考えているのは、鹿島市民、または本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著で、市民の深い尊敬に値する人を上げている。

質問 名誉市民、どういうものか理解ができない。一過性につながりかねない人が選ばれるような気がしてならない。選考委員会は、各種団体代表者、学識経験者等で組織されるとのことだが、学識経験者にもいろいろある。名誉市民、わかるような説明をお願いしたい。

答弁 鹿島市制60年を記念し制定をするもの。目標につながる人をつくりたい。子供に目標にしてもらいたいことが一番の目的。

質問 子供たちの目標を選ぶのは大変。未来に示さなければならない。今の段階ではわかりづらい。

質問 原則的にはこういう制度は嫌いである。目的は3つの条件を満たさないといけない。これを解釈するのは選考委員。選考委員は市長の言うことをノーとは言えない。名誉市民は、そのとき、そのときの権力者の好き嫌いで決まる心配はないのか。

答弁 市民団体からの要望、動きが動機づけになる。良識的に考えて、そこまで心配することはないのかと思う。

質問 そのときの権力者がどうするかわからないが、合法的にやれるようになる。規則ではどうなるのか。

答弁 案であるが、顕彰、返還の要求、選考委員会の人数等を考えている。

質問 条例を審議するとき規則がどうなっているかも検討材料。案は正式にできているのか。

答弁 素案の段階。

質問 素案を提出してもらえるのか。

答弁 精査する必要があるので、提出できない。

質問 条例と規則の中身がひっくり返る可能性があるので、要求をしている。物故者はどのくらいさかのぼるのか。

答弁 市制が始まってから。

質問 60周年記念事業のためだけになる。何人か挙げて形をつくるだけになる。どういう人たちがいるのか。

答弁 市制が始まってからと言ったが、物故者は1年ぐらい前にさかのぼる。活躍されたことが市制になってから。

質問 政治、経済、教育、福祉、さまざまな分野がある。亡くなってから1年ぐらいは  
かなりきつい。多大な寄附をした人、1億円寄附をした人はなるのか。

答弁 対象にならない。

質問 20,000千円、50,000千円もだめ。今までの制度がある中で名誉市民が上位を考  
えるのか。

答弁 表彰目的がある。流れとしての表彰であっても、上下関係はない。

質問 実績を踏まえなければならないことを言ったが、そうなのか。

答弁 制度としてルールがあるわけではない。功績があった場合、表彰がある。

質問 オリンピックの体操は平均年齢が低い。鹿島市出身でメダルをもらった人は名誉  
市民になるのか。

答弁 年少でオリンピックで金メダルをとった、これはステップ。その後の人材育成貢  
献となると対象になる可能性がある。

質問 今の制度との関係で市政功労者表彰にはなるか。

答弁 今までの例として、メダル取得は市の特別表彰に該当する。

質問 本市出身者で大臣になった人がいるが、その人は市政功労者になるか。それとも  
名誉市民になるのか。

答弁 他市の事例では政治家は対象にしていないので、この席では言えない。

質問 鹿島市には人間国宝もいる。ネーミングはいい。文部科学省や各省でいろいろあ  
る。規則は並行してつくらなければいけないと思う。1月1日施行だから、今後詰め  
ることになると思うが。

これについては答弁を求めています。

次の、

質問 選ばれることはいいが、どういう形がいいのか明らかではない。60周年記念事業  
というが、あと半月もしないで1月1日施行となる。名誉市民は歴代残っていく大事  
なもの、もっと時間をかけて協議するものと思う。どうしても1月1日施行しなけれ  
ばならないのか。

答弁 節目なので1月1日に施行したい。

質問 急ぐべきではないと思う。選考委員は形だけ。市長が選べばノーと言えない。選  
考委員報酬の無駄ではないか。白紙から選考すべき。市長の満足度だけである。今、  
決断するのは早過ぎる。はっきりこういう人を選ぶと言えない限り納得はできない。

これにも答弁はありません。

次の、

質問 意義は特別表彰も同じ。特別表彰と違う基準が必要と思う。選考委員会も基準が  
ないといけないと思うが、基準はあるのか。



答弁 それぞれの業績の内容が違う。一律に設けるのは難しい。だから、鹿島市民、または本市に縁故の深い者で公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著で、市民の深い尊敬に値する者に対してが選考基準になる。

質問 鹿島市民、または本市に縁故の深い者で公共の福祉の増進、社会文化の進展への貢献が特に顕著な者に対しては、特別表彰と同じではないか。その後続く市民の深い尊敬に値する者に対してだけでなく、基準を考えるべきである。

質問 このごろなられた有田の前岩永参議院議員を知っている。鹿島市では吉田博男氏が頭にある。前桑原允彦市長、選考委員は否定できないのか。

答弁 選考委員の票決になる。

質問 推薦方法は所管課から企画財政課へ、そして選考委員会へとなり、今までの話では、市長から言われて名誉市民候補ということであるが。

答弁 市民からの声、行政の推薦などいろいろある。

質問 1月1日施行となるが、どっちが先か。

答弁 市制60周年をきっかけに制度をつくるということ。

質問 名誉市民をつくることではなく、制度をつくるということか。

答弁 制度をつかって、鹿島市のまちづくりに生かしていこうということ。

質問 1月1日施行と決まっている。規則も説明できなければならない。子供の目標になるようにするには慎重な配慮が必要。名誉市民をつくるための条例に聞こえてくる。急がなくて継続審議が必要ではないか。

答弁 1月1日施行は提案。

質問 市制60周年のセレモニーの一環としてやりたいとのことであるが、ずれている。市民の声ではない。特別表彰がよい。佐賀市が制定をしていないのは、それだけ選考に難しいということ。趣旨、基準があいまい。

これにも答弁はいただいております。

次の、

質問 逆差別になりかねない。選考委員会の運営の仕方が見えてこないとな納得がいかない。

同じくまた、

質問 鹿島市の合併の時期はいつだったのか。

答弁 昭和29年4月1日。

質問 4月1日施行がいいのでは。

答弁 ここではお答えできない。

ここで暫時休憩し、再開後、委員より動議の発言がありました。

内容については、現在、審議している案件について、1、選考基準が明確でない。2、規

則が明らかでないため、十分な審議ができない。3、平成26年1月1日施行になっているが、急速過ぎるということで、議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定については、継続して審議することを要求するとのことでした。

その後、委員の提案の動議について、総務建設環境委員会で採決をしたところ、賛成全員で動議が成立しました。そして、提案された動議の内容について総務建設環境委員会で採決をしたところ、賛成全員で提案の動議のとおり、議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定については、継続審査にすることに決しました。

よって、鹿島市議会会議規則第99条の規定により継続審査の申し出をするものでございます。

以上で総務建設環境委員会の報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定については、総務建設環境委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第67号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### 日程第4 議案第68号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4、議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る12月9日の本会議におきまして、総務建設環境委員会に付託をされました議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成25年12月13日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊東 茂

総務建設環境委員会審査報告書

平成25年12月9日の本会議において付託されました議案第68号「鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について」は、12月13日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

それでは、報告をいたします

去る12月9日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定につきまして、審査状況及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について、執行部より次の報告を受けました。

1. 制定理由

本格的な高齢社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることが官民共通の課題となっている。平成25年度に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられることに伴い、定年退職者等について無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図る必要があるため、職員の再任用制度を設けるものである。

2. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正

民間においては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正が平成25年4月1日から施行されており、65歳未満の定年を定めている事業主は希望者全員を継続雇用の対象とすることが義務化されている。

3. 地方公務員法の改正

再任用制度の導入等を柱とする地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）は、平成11年7月22日に公布され、平成13年4月1日から施行されているため、多くの自治体では既に法に基づいた再任用条例の制定を行っている。

4. 制度の主な内容

(1) 定年退職者等の再任用

任命権者は、公務における継続勤務に対する意欲と能力があると認められる定年退職者等を従前の勤務成績等に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、再任用することができるものとする。

定年退職者等

①定年退職者

②25年以上継続して退職した者であって、退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に当たる者（ただし、定年に達している者に限る）

③上記②に該当する者として再任用されたことがある者

(2)任期の更新

任期は、再任用職員としての勤務実績を踏まえて1年を超えない範囲内で更新し、または繰り返し更新することができる。

(3)任期の末日

再任用を行う場合、または再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。ただし、次の表のとおり、公的年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせ、再任用の上限年齢を平成26年4月から平成28年3月までは61歳に達する日以後における最初の3月31日までとし、以下2年ごとに1歳ずつ引き上げることとする。

施行日 平成26年4月1日

以上の説明の後、審議を行いました。

委員からの、

質問 別冊6ページにある再任用制度導入に伴う想定業務については、現在のものか、再任用後の業務か。

執行部よりの、

答弁 現在の業務もあるが、各担当課から想定業務が提出され、完結する業務もある。

質問 再任用により臨時職員等の採用抑制はないのか。

答弁 再任用は一定の責任を伴う業務を予定している。

質問 人材育成は大切。現在は能力主義が問われている。部課長が退職し、再任用した場合、影響はないのか。

答弁 職員アンケートで記述があった。政策的業務は想定業務に上げていない。

質問 給料は職階級3級が基準になっている。主任、主査が今までどおり業務ができるのか。

答弁 導入時それを心配していた。経験ある職員がアドバイスをしてもらうのも狙いである。地方公務員としての責任がある。職員に応じた対応が求められる。

質問 DV、生活保護は個人情報漏れないようにぎくしゃくとなっている。定住促進

住宅について全員協議会で5世帯あけているとの発言に心配をした。

答弁 職員のモラルの問題、身分、指揮命令系統位置づける。

質問 技術職の育成をしてほしい。建築関係が手薄である。

答弁 業務量、今後見直す。ここ10年間、職員採用について、技術職のほとんどがなかったもので、今後見直す。再任用職員の専門化については責任を持って1人で賄う仕組みが必要。

質問 強制を伴う法律か。

答弁 地方公務員法では再任用できるとなっている。国から来ているのは要請である。

質問 要請とは。

答弁 民間は義務になっている。地方公務員は国家公務員に準じている。やらなければ法律違反ではないが、雇用者責任はあると思う。

質問 交付税の関係があるのか。

答弁 平成26年度以降の問題。今後、定数、業務量、積算されていくと思う。

質問 再任用の身分は地方公務員、想定業務、給与3級権限も同じになる。仕事は想定業務の範囲内をするのか。配置事例はどうなるのか。

答弁 係長以上は係が入った辞令を出す。一般職員は課の辞令が出る。再任用は課の辞令となる。

質問 想定業務の商工観光課での業務は商工会議所連携業務だけになっているが、毎月給料200千円を払うのか。

答弁 担当課の中で抜き出してある想定業務もある。実際はヒアリングを行いながら本人、現場の希望、職員の適性を見ながら配置する。

質問 採用計画は。

答弁 希望者のみ対象。まずは条例制定をお願いしたい。平成26年度の退職予定者は11人、27年度は12人、毎年1月ごろ希望調査を実施する。

質問 希望者はすぐ採用をするのか。

答弁 面接実施後採用となる。懲罰経験者は面接試験で合否判定する場合もある。

質問 新規採用がベター。制度の重さはどこにあるのか。225人の職員定数枠を外してさせたほうが人材が出てくるのではないか。

答弁 年金支給されない期間をなくするのが制度の目的。

質問 一時的には高年齢者向けの再雇用の制度ということはわかった。希望者が多い場合、業務量を考えなければならない。採用をどうするのか。要綱を示さなければならないのではないか。

答弁 短時間労働での給与の格付、臨時、嘱託、新規採用に影響しないように考えていく。

質問 基本的に、退職したら再任用を希望する職員の考えがわからない。

これには答弁はありません。

次の、

質問 再任用として何人残るのか。

答弁 希望者のアンケートでは、全体平均は40%、希望者の多い世代では70%、年金接続の問題から始まった。市民の理解も得なければならない。仕事が軽減された職員が違う業務を処理できるようになれば。

質問 希望者から選考ということであるが、面接官、試験官は決まっているのか。

答弁 他市の事例では、副市長、部長クラス。

質問 新規採用試験はどう違うのか。

答弁 新規採用試験は外部からの試験官が3人、それと市長、副市長、教育長、部長が行っているので、少し違ってくるのではないかと。

質問 実施要綱は決まっているのか。

答弁 現時点では決まっていないが、市幹部が面接官で、直近の業務成績が判断材料となる。

質問 恣意的な採用になる場合がある。

この質問に対して答弁はありません。

次の、

質問 民間と公務員の違いは何か。

答弁 民間は義務化、地方公務員は再任用ができること。

質問 それは自治体の都合である。勤務成績は何を基準に採用するのか。部長、課長が再任用を希望する場合の成績評価はいかなるものか。

答弁 これまでの勤務成績に大きくとらわれたらいけない。勤務態度・日数では、よほどのことがない限り採用となる。

質問 県内民間企業は65歳定年といういい方向に向かっている。他市の状況と比較して、なぜ3級のみを考えたのか。

答弁 2級も検討をした。嘱託職員のポストを考えたら、その職を奪うことになる。30代の職員の責任で3級とした。

質問 想定業務を見る限り、30歳ぐらいの給与が本当に必要か。2級が嘱託職員と限らないのではないかと。市民は金額を見る。ボーナスまで見る。2級、3級どちらも採用をしたらどうか。

答弁 どの級が望ましいか検討をした。採用時に2級と3級の選択肢があるとの提言か。

質問 2級、3級の職種があるぐらいの感じでいい。再任用である。

答弁 希望者が納得すればいい。同じ再任用で本人の意思にかかわらず2級、3級格付になる。

質問 他市は2級から5級までである。

これにも答弁はありません。

続いての、

質問 多久市は3級、4級、伊万里市は2級から4級、武雄市は2級、または3級。何で3級にこだわったのか。2から3級でも弊害はない。3級のみ理由は。

答弁 一般職3級が妥当と判断した。

質問 当市の2級から3級でいいのではないか。公務員主事は給料200千円で、ボーナスはない。再任用はボーナスがつく。高年齢者等の雇用のためで、人材育成ではない。

答弁 2、3級検討どうかとの意見があるが、検討はした。9市条例制定ある中で4月からの運用に向けて考えるところを見ると、決定が鹿島市は遅い感じがする。

質問 よほどのことがない限り再任用があると思っていいのか。2級から3級の弊害はないと思う。市民感覚はどうか。

これに対しても答弁は出ておりません。

以上の質疑の後、討論、採決をした結果、議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例は、総務建設環境委員会において起立全員で提案のとおり可決されました。

以上、委員長の報告を終わります。よろしく御審議お願いします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

## 日程第5 請願第2号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．請願第2号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意

見書提出に関する請願の審議に入ります。

去る12月10日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託をされました請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成25年12月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 福井 正

文教厚生産業委員会審査報告書

平成25年12月10日の本会議において付託されました請願第2号『「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願』については、12月13日及び18日に委員会を開き、審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

おはようございます。文教厚生産業委員会の委員長報告をいたします。

去る12月10日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願につきまして、同委員会を12月13日と18日に開催し、紹介議員及び提出者の出席を求め、提出者の説明後、質疑応答をいたしました。その概要について御報告いたします。

まず、紹介議員及び提出者より次の説明がございました。

厚生労働省の患者調査によると、精神病受診者は国民の40人に1人、全国で323万人、糖尿病やがんなど主要疾患を上回る最大の患者数である。鬱病は100万人を超えている。日本は先進国の中でも対策がおくれている。全国的には昨年（平成24年）の第180回国会に自民、公明、みんなの党の紹介議員で提出されている。また、306自治体が6月議会で出されている等、以上の説明の後、以下の質疑を行いました。

質問 この請願の県内の状況は。

答弁 県内では小城市が採択、県議会と多久市に現在依頼している。

質問 日本の精神保健医療のあり方を総合的に改革したいとあるが、どのように改革したいのか。



答弁 精神疾患対策基本法をつくってもらいたいと考えている。

質問 この基本法をつくることによってどのようになるか。

答弁 精神疾患の医師の数が少ないので、もっとふやしてほしい。そうすることによって隔離病棟に入らなくて済むようになる。

質問 基本法のベース条文はあるのか。

答弁 基本法がないので、これを請願したが、その条文はまだない。中身については専門性が必要である。

質問 市内の状況は。

答弁 鹿島・藤津地区の会員は多いときで40人、現在は23人、鹿島は15人、治療を受けた人は305人、127人が手帳保持者である。

質問 まとめさせてもらおうと、精神疾患の方を閉じ込めるのではなく、自宅で生活させたいということか。

答弁 そのための普通の医師ではわからないので、専門家に紹介するシステムを構築してほしい。

質問 今から御家族が亡くなる等が心配、また精神疾患がふえてきているので、その辺をもう少しきちっとしてほしいということでのよいのか。国が骨格となる方向性をつくらないと地方は行政に生かされないということが法の案は決まっていないが、大枠の内容でこれを進めてほしいということか。

答弁 そうです。

以上の質疑の後、請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願について、討論、採決の結果、起立全員で請願第2号は採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願について、委員長の報告は採択であります。請願第2号は委員長報告のと

おり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしております意見書第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書（案）が提出をされました。

この際、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第5号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りします。意見書第5号は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第5号は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第6 意見書第5号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第6. 意見書第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の説明を求めます。9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

意見書第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書（案）を朗読いたします。

---

意見書第5号

「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書（案）

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民のおよそ40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にある。引きこもりや虐

待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえる。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉サービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではない。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を阻害する程度を表す総合指標（障害調整生命年）を開発し、政策による優先度を表す指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。国内でも、平成23年7月に厚生労働省は従来の「4大疾病」（ガン・急性心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病）に精神疾患を加えて「5大疾病」と位置づけをした。

しかし、欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展と活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要であるため下記のとおり強く要望する。

#### 記

- 1 ①精神医療改革、②精神保健改革、③家族支援の三つを軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康について総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」を制定すること。
- 2 精神保健医療が「5大疾病」にふさわしい体制、時代の変化に的確に対応できる体制を確立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
衆議院議長 伊吹文明 様  
参議院議長 山崎正昭 様  
厚生労働大臣 田村憲久 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成25年12月24日

提出者	鹿島市議会議員	中村一堯
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	竹下勇
〃	〃	角田一美
〃	〃	伊東茂

〃	〃	光 武 学
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	福 井 正
〃	〃	水 頭 喜 弘
〃	〃	橋 爪 敏
〃	〃	中 西 裕 司
〃	〃	松 尾 征 子
〃	〃	松 本 末 治

鹿島市議会議長 松 尾 勝 利 様

---

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

本日の会議はこれで終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時57分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 11番 橋爪敏

同 上 12番 中西裕司

同 上 13番 松尾征子